

## 武雄ブランド構築事業支援業務委託仕様書

### 1 業務の名称

武雄ブランド構築事業支援業務委託

### 2 委託期間

業務委託締結の日から平成31年3月31日まで

### 3 業務の背景及び趣旨

「いで湯と陶芸のふるさと」のキャッチコピーでPRしてきた武雄市。

そのような中、市内外へ武雄のイメージを強く打ち出すための情報発信力の強化と、武雄らしさを現した武雄ブランドの構築などに取り組むため、シティプロモーション室を設置した。

市民一人ひとりの武雄のイチ推しを紹介する企画「私はたけ推しプロジェクト」を開始し、市民の武雄に対する「誇り」と「愛着」を育て、市外からの「興味」の獲得に努めてきた。

今回、地方の人口減少が社会問題となる中、まちづくりの視点、移住・定住などの視点を加え、武雄市の進んでいく方向性を定めるためのブランドイメージ（※1）の制作を市民参加で行い、ブランド戦略を計画的・効果的に進めていく。

また、市外からの来訪意向の向上、さらに他自治体との差別化をもたらすものとなるよう、具体的な事業実施について幅広く提案を受けるものである。

#### ※1 ブランドイメージ

ブランドの方向性を踏まえた上で、市の進むべき方向性や目標を明文化したもの。

ここでは、短文のキャッチコピーとステートメント（文章）を合わせたものを指す。

### 4 業務内容

「市民でつくり」「市民で共感」「市民で使う」プロジェクトとなるように、各種取り組みを包括的・戦略的に展開していくことを目的とする。

市民参加の取り組みの中で、今後も継続してまちづくりに取り組んでくれるような人材の発掘、その後の連携など効果的な仕掛けを視野に入れて展開する。

また、5年後の武雄市、今後のブランド展開がイメージできるような提案も併せて行うこと。

なお、各種取り組みの詳細は次のとおり。

#### （1）ブランドイメージ・ロゴマークの制作の取り組み

ブランドイメージとロゴマークの制作においては、以下の項目を踏まえて行うものとする。

##### ①ワークショップの開催

市民や市職員を参加者としたワークショップを開催し、武雄の魅力を掘り起こすとともに、ブランドコンセプトの模擬設計を行う。

- ・ワークショップの参加者数の目安は、30人～50人とし、最低3回開催する。
- ・ワークショップ参加者の募集・選定は市で行う。

- ・ワークショップにおけるファシリテーターや講師の謝礼などの経費は、委託料に含める。また、ファシリテーターについては、候補者を受託者で選任し、市と協議の上で決定する。
- ・市の施設、備品などは可能な範囲で使用することができる。ただし、ワークショップ運営に必要な消耗品などの経費は委託料に含める。

## ②ブランドコンセプトの制作と決定

①で模擬設計したブランドコンセプトを参考に、複数の案をまとめ、本市と協議の上で決定する。

## ③ブランドイメージとロゴマークの制作と決定

②で決定したブランドコンセプトを元にブランドイメージやロゴマークの制作を行う。制作や決定を行う上で、可能な限り市民を巻き込み、広く市民の意思が反映される取り組みができるよう工夫する。

- ・ブランドイメージ制作に携わる者は、事前に市長と対談を行い、市の目指す姿を共有しブランドイメージ制作に反映するものとする。
- ・ブランドイメージとロゴマークについては、事前に採用可能なものか商標登録調査等を行うものとする。
- ・デザイナーやコピーライターなど専門家に依頼をする際の謝金や商標登録調査等の経費は、委託料に含める。
- ・ブランドイメージとロゴマークは、その後の商品開発などにも使用できるように一定の質を有するよう調整すること。

## (2) 効果的な情報発信の取り組み

様々な媒体（新聞や雑誌への記事掲載等）を利用し、報道機関や他自治体も含め、市内外へ効果的な情報発信を行うこと。

特に現在の武雄市の「私はたけ推し！」サイトと連携し、より武雄市の魅力を市内外へ発信できるようなサイトの提案・構築を行うこと。

- ・（１）～（２）の動きについても効果的に情報発信を行うこと。
- ・サイトの提案・構築では、市全体はもとより各町の魅力や特色も表現できる構成にすること。

## (3) 情報発信力向上に関する取り組み

武雄の魅力を市内外に効果的・戦略的に発信する考え方や方法など、情報発信力向上のための取り組みを行う。情報発信力向上の対象者は市民と市役所職員とする。

さらに、対象者が今後自発的に武雄の魅力を発信するような仕掛け・方法についても併せて提案すること。

- ・対象者となる市民・市役所職員は（１）のワークショップ参加者と兼ねてよいが、できるだけ多くの市民・団体・市役所職員を対象とすることが望ましい。
- ・市の施設、備品などは可能な範囲で使用することができる。ただし、情報発信力向上のための取り組みに必要な講師の謝礼などの経費や消耗品などは委託料に含める。

## 5 成果品

- (1) 武雄ブランド構築事業支援業務報告書（A4版）1部
- (2) ステートメント、ロゴマークのデザインデータ
- (3) 武雄の魅力を伝えるサイト（シティプロモーションサイト）  
※サーバーは現在の武雄市ホームページと同じサーバーとする。
- (4) その他、上記（1）及び報告書に関係するデジタルデータ

## 6 業務担当者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。
- (2) 業務監督者は業務全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に市担当者との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

## 7 委託業務の実施体制

受託者において、4（1）～（3）を実施するものとする。

## 8 その他留意事項

- (1) 成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 業務のために収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合は別途協議するものとする。
- (4) 本仕様書に明記のない事項その他不明な点については、担当部署と協議の上、決定する。
- (5) 委託業務に係る経費について、委託者が執行状況に関して領収書等の開示を求めた場合、受託者は開示に応じるものとする。

## 9 個人情報の取扱い

発注者及び受託者は個人情報の取り扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受託者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

- (1) 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 受託者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合も含む）した後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
- (4) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を

含む) した後においても同様とする。

- (5) 受託者は、発注者の指示又は承諾がある時を除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない。
- (7) 受託者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (8) 受託者は、発注者の指示又は承諾がある時を除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去を指示した時は当該指示に従うものとする。
- (9) 受託者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受託者における取得個人情報等の管理状況について随時、受託者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

## 10 担当部署

武雄市企画部広報課 担当：古賀

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

TEL 0954-23-9121 FAX 0954-23-3816 (代表)